

就任のごあいさつ



「会長に就任して」

一般社団法人日本環境アセスメント協会

会 長 梶谷 修

(株)ポリテック・エイディディ 専務取締役

このたび平成24年度通常総会において、会長に再任されました。当協会は発足35年目の今年度より一般社団法人に移行し、田畑名誉会長のご就任をいただき、新たな立場で活動を進めてまいります。協会を取り巻く環境は厳しく、2012年4月現在の会員数は165法人ですが、新たな気持ちで皆さまとともに協会の盛り上げて行きたい、最善の努力をいたす決意です。

今後は、まずJEAS第二創成期ビジョン「第三次実施計画」を発展させた「新・中期計画2015」を推進します。

「新・中期計画2015」では、協会経営基盤の強化、魅力度アップを目標に、①会員メリットの向上、②活動領域の拡大、③環境アセスメント士の有効性の向上を軸に諸活動を推進する方針です。また、構造改革推進特別委員会を設置し、持続可能な協会活動の検討を進めてまいります。今年度の具体的重点施策として、改正環境影響評価法の2013年4月の全面施行に向け、計画段階配慮書の手続き、事後調査報告書の公表・作成等の手続き、風力発電事業の追加等、制度・技術の新たな展開に向けたセ

ミナー・研修、研究開発等を推進してまいります。

震災復興に向け、昨年12月に「復興アセスのすすめ」をまとめました。今年度は第4次環境基本計画に組み込まれた放射性物質のアセス技術開発にも取り組みます。

「環境アセスメント士」認定資格制度は7年を経過し、資格登録者は452名に達しました。待望の「環境アセスメント士会」もこの5月に設立され、環境アセスメント士の交流連携活動がスタートしています。今後とも、資格の活用について国や自治体等への広報・普及に向け、支部活動も含めて一層力を入れてまいります。

この他、生物多様性の保全及び地球温暖化対策等における環境配慮手法の検討及び東アジアを中心とした海外交流の推進にも取り組んでまいります。

持続可能な社会を構築するための取り組みは一層進展していくと期待されます。改正環境影響評価法の制定及び一般社団法人化を契機として、会員メリットの向上とともに協会活動の領域拡大を目指してまいります。

今後とも、関係各省はじめ、会員の皆さま方、関係各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



「魅力ある協会を目指して」

一般社団法人日本環境アセスメント協会

副会長 西村 正直

日本工営(株) 執行役員

社会システム事業部長

このたび4期目となる副会長を務めさせていただくことになりました。協会の発展のため、微力ではありますが精一杯努めていく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

前2期は、主として公益法人制度改革に取り組んできました。公益法人制度改革については、2010年度の通常総会で一般社団法人化を決議いただき、2011年度の通常総会で移行定款案を承認していただきました。その後移行申請を行い、内閣総理大臣から認可をいただき、2012

年4月1日に登記を完了しました。

今期は一般社団法人として活動する初年度となります。公益目的支出計画に掲げた事業を着実に実施していくとともに、今後の活動に向けた内部留保をしっかりと確保していきたいと考えています。

また、環境アセスメントを取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続いており、会員の減少に歯止めがかかっていません。中長期的な視点から協会のあり方について検討する特別委員会を組織し、魅力ある協会を目指して検討していきたいと思っております。

今後とも、関係省庁をはじめ、会員各社、関係各位のご支援、ご協力をいただきながら活動してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

新任理事の紹介



理事 関西支部長

石田 和憲

(株)環境総合テクノス 環境統括部長

このたび、弊社、大内山の後任として関西支部長を仰せつかりました。

昨年の東日本大震災や奈良・和歌山地域の洪水

被害等からの復興、放射能・原子力発電所の問題等、不安定で激しく変動する社会情勢の中、アセスメント協会としてはまだまだ厳しい状況が続くところと推測されます。皆さまと一緒に考えて、協会の発展に貢献したいと思っています。協会の活動に不慣れなためご迷惑をおかけしますが、ご指導、ご鞭撻の程、宜しく申し上げます。



理事 研究部会運営委員会副委員長

沖山 文敏

(株)オオバ 環境本部長

私は、川崎市が1976年10月に全国に先駆けて環境影響評価条例を公布した際に、地域環境管理計画策定のスタッフを命ぜられ、それ以来、アセス

書素案作成時における公害規制指導やアセス書の審査などのアセス業務を2004年3月に川崎市を退職するまで携わってきました。現在は(株)オオバでアセス書作成の立場にありますが、日本のアセス制度発展のために、地方公共団体と環境アセスメント協会との情報交流を理事の業務を通じてさらに強めて行きたいと考えております。



理事 企画部会海外交流グループ長

神尾 文彦

(株)野村総合研究所 社会システムコンサルティング部長

このたび、理事を拝命いたすと同時に、海外交流グループ長を務めさせていただくことになりました。私はこれまで公共事業評価や、社会インフ

ラの海外展開支援を行ってきました。国内では、更新期にあるインフラを、自然・景観・生活との調和に配慮して再生する機会が増えます。環境影響評価の重要性とともに当協会の役割も一層高まると思われます。このような局面を認識しつつ、会員の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。



理事 企画部会運営委員会副委員長

河合 徹

八千代エンジニアリング(株) 総合事業本部環境計画部長

このたび理事に選任され、企画運営委員会副委員長を務めさせていただくことになりました。

協会を取り巻く状況は日々変化し、公共事業の

減少にともなう市場の縮小、新たな環境問題への対応等とともに、東日本大震災からの復興に対しても環境を冠する当協会への期待は大きいものがあります。時代に適合できる協会に向け、皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

佐渡で誕生し果立ったトキのように明るい話題満載になればと思います。



理事 研修部会教育研修副委員長

後藤 隆

三井共同建設コンサルタント(株) 経営統括部統括部長

私は、2004年から4年間、理事を務めており、今回は再登板となります。離れていた4年間、JEASはさまざまな変革を遂げ、一般社団法人へ

の移行、2011年3月の東日本大震災を受けての「復興アセスのすすめ」の発行等、目まぐるしく変化する社会に対するJEASとしての使命を着々と発揮されていると感じておりました。この大事な時期に、理事に復帰いたしますが、過去の経験を活かし、少しでも皆さまのお役に立てればと考えております。宜しく申し上げます。

役員氏名 (会長・副会長を除き五十音順/敬称略)

I. 理 事 (23名)

会 長 **梶谷 修** / (株)ポリテック・エイディディ

副会長 **西村 正直** / 日本工営(株)

石川 一 / (株)ドーコン

(新任) **石田 和憲** / (株)環境総合テクノス

大森 彰夫 / (一社)日本環境アセスメント協会

(新任) **沖山 文敏** / (株)オオバ

小田 信治 / 清水建設(株)

笠井 睦 / パシフィックコンサルタンツ(株)

(新任) **神尾 文彦** / (株)野村総合研究所

(新任) **河合 徹** / 八千代エンジニアリング(株)

栗本 洋二 / いであ(株)

(新任) **後藤 隆** / 三井共同建設コンサルタント(株)

佐藤正次郎 / (株)テクノ中部

嶋田 啓二 / (株)東京久栄

平良 辰二 / (株)沖縄環境保全研究所

高橋 信行 / 東北緑化環境保全(株)

高山 登 / 鹿島建設(株)

滝口 善博 / アジア航測(株)

竹松伸一郎 / (株)建設技術研究所

中林 純 / (株)日建設計

新里 達也 / (株)環境指標生物

山本 芳幸 / 東電環境エンジニアリング(株)

和田 仁志 / (株)三菱地所設計

II. 監 事 (2名)

高塚 敏 / (株)地域環境計画

所 英樹 / (株)ところ会計事務所

<名誉会長>

田畑日出男 / いであ(株)

「改正環境影響評価法」

改正環境影響評価法が、2011年4月22日に成立、同月27日に公布された。今回の特集では、法改正の背景や概要、新設された計画段階配慮書及び事後調査について解説するとともに、先進的な取り組みを実施している埼玉県と川崎市に取材を行った。

環境影響評価法改正の経緯と改正点

環境省 環境影響評価課 主査 佐藤大樹
係長 上迫大介

1. 環境影響評価法の改正の経緯

環境影響評価法（以下「法」という。）の施行から10年が経過する中で、環境政策の課題の多様化・複雑化等の状況を踏まえ、環境影響評価制度における課題が浮かび上がってくるとともに更なる取り組みの充実が必要となってきた。法の附則第10条でも、法の施行後10年を経過した場合において、法の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、2009年8月に環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の環境影響評価制度のあり方についての諮問がなされ、環境影響評価制度を見直す専門委員会が設置された。2009年9月から6回の委員会が開催され、2010年2月には「今後の環境影響評価制度の在り方について」（中央環境審議会答申）がとりまとめられた。これを踏まえ、同年3月には「環境影響評価法の一部を改正する法律（案）」が国会に提出され、2010年3月から3回の国会審議を経て、2011年

4月に本法案が原案のまま成立した。

2. 法改正の概要

主な改正点を以下に述べる（図参照）。なお、これらの改正点のうち、2-1及び2-2は2013年4月1日に施行予定であり、2-3から2-7は2012年4月1日に施行されている。

2-1 配慮書手続きの新設

事業に係る適切な環境配慮がなされるには、可能な限り早期の段階において、環境保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい。事業の位置、規模等の検討段階における環境アセスメントの実施は、早期段階での重大な環境影響の回避につながり、柔軟な対策を可能とする。すでに諸外国では、事業内容を決定するような段階より上位の計画や政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの導入が進められており、わが国でも一部の地方公共団体で導入されている。また2007年3月に環境省が策定した戦略的環境アセスメント導入ガイドラインにおいて基本

的な考え方等が示されている。

改正法では、計画の立案段階（事業の位置等の検討段階）で配慮すべき事項（計画段階配慮事項）の検討結果をまとめた配慮書を作成する手続きを新設し、その結果を踏まえ方法書以降の手続きを行うこととした。

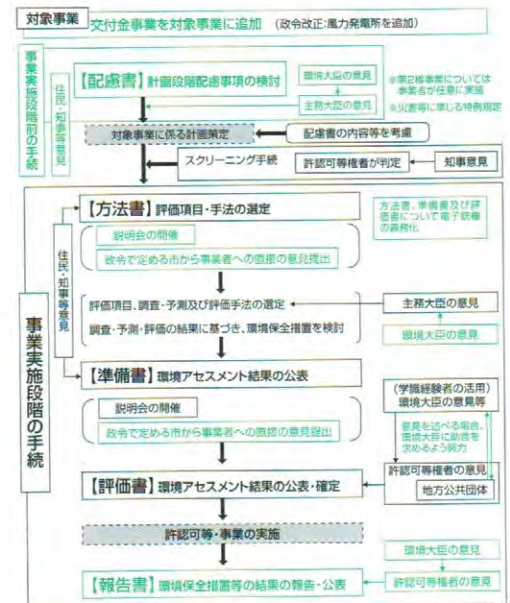
2-2 報告書公表に係る手続きの新設

環境保全措置を含む事後調査は環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであり、環境影響評価の透明性及び客観性の確保、予測・評価技術向上の観点からも、調査結果の報告及び公表は有効であることから、事業者が事業終了後に事後調査等の内容や保全措置の実施状況を公表し、主務大臣へ報告することを義務付けるとともに主務大臣等が意見を述べることができる仕組みとした。

2-3 環境大臣の意見聴取の機会の増加

改正前の法手続きにおける環境大臣の関与は評価書段階のみであったが、円滑な事業の実施を可能とするために事業計画の熟度に応じて第三者の立場から適切な意見提出を行う

■図 環境影響評価法改正法の概要
(緑字・緑矢印が法改正事項)



ため、配慮書段階、環境影響評価項目等の選定段階及び報告書の公表段階においても、環境大臣が関与する機会を設けることとした。

2-4 政令で定める市からの直接の意見提出

政令指定都市等の役割の拡大とこれらの市からの要望を踏まえ、事業による環境影響を受ける地域が一つの市域内に収まる場合であり、当該市が環境影響評価条例を制定している能力と体制を有していれば、都道府県を介さずに、事業者に対して直接意見を提出できるものとした。

2-5 対象事業の交付金事業の追加

国の補助金の交付金化が進められていることを踏まえ、法的関与要件に交付金事業を追加した。

2-6 方法書段階における説明会開催の義務化

方法書の分量が多く、また内容が専門的となっている実態を踏まえ、方法書についての説明会の開催を義務付けることとした。

2-7 図書の電子縦覧の義務化

環境影響評価図書へのアクセスの利便性を向上させるため、図書の供覧手続きの際のインターネット等による公表を義務付けることとした。

完全施行に向け、必要な政省令等の改正作業を進めている。

2013年4月には改正法のうち未施行部分(前項2-1及び2-2)関連が施行予定であり、これに関連する政省令改正は2012年10月頃の公布を目指し作業を進めている。また、2012年4月2日には環境影響評価の具体的な実施内容の基本となる事項を定めた「基本的事項」を改正しており、これを受けて、各事業種の所管省庁が、事業種ごとの環境影響評価を実施する際の指針である「主務省令」の改正について、2012年10月の公布を目指して、作業を進めている。これらの政省令改正及び主務省令改正について、本年夏頃にパブリックコメントを実施予定であり、貴協会からも積極的な意見提出をお願いしたい。

また環境省では、法改正により新設された配慮書段階の環境アセスメント技術手法について、実務者向けの「技術ガイド」を2012年度末を目途に作成すべく、作成作業に取り掛かっている。本技術ガイドは専門家により構成される検討会で検討を行うが、本技術ガイドをより実践的なものとするために、環境影響評価制度に携わる研究者や実務担当者を交えた公開ワークショップを、環境アセスメント学会と共催で9月28日に福岡市で開催する予定である。こ

ちらについても貴協会の積極的なご参加をお願いしたい。

4. 今後の課題

今後の環境影響評価制度のあり方に関する中央環境審議会の答申では、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みとして、わが国の戦略的環境アセスメント(SEA)の導入を検討する必要があるとの指摘があった。改正法の国会審議では、政令で定める市から直接意見を提出する際の条件等のあり方や、環境負荷の低減に資する更新(リプレース)事業に係る手続きの迅速化等が議論となった。また、東日本大震災により、原子力発電所が持つリスクが顕在化した。現行の環境影響評価法体系では放射性物質による影響が対象とされておらず、環境影響評価制度での適切な対応も検討すべきと考える。

これらの課題については、環境基本法やその他の個別法との整合性等に留意しつつ、環境影響評価制度における適切な対応を進めていく所存である。

3. 本年度中の改正法の施行に関連する動き

環境影響評価課では2013年春の

2013年度施行

計画段階配慮書手続き・環境保全措置等の公表等の手続きについて

2013年度施行の法改正として、計画段階配慮書の手続きが新たに加えられたこと、事後調査の公表が義務付けられたことがあげられる。ここでは、2011年度に開催された「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」での意見及び報告書等を参考に、計画段階配慮の原則となる複数案の設定の考え方、事後調査についてとりまとめる。

◆計画段階配慮書

ー複数案の設定ー

1. 複数案設定の留意点

計画段階配慮においては、原則、複数案を設定し、複数案間における重大な環境影響の比較整理により評価を行うことを基本としている。

複数案の設定における留意点とし

■図-1 複数案の例(位置・規模)
ー名古屋港浚渫土砂の処分場計画ー



て、①事業の目的が達成できること、②現実的な案であること、③環境面で差異のある複数案であること等、が考えられる。また、その複数案の設定理由を説明できることも重要である。

2. 複数案のケース

複数案は、原則として、事業の「位置・規模」または「配置・構造」に関する適切な複数案を設定することを基本とする。「位置・規模」の複数案の方が、重大な環境影響の回避・低減できる余地が大きいことから、「配置・構造」の複数案より優先されるべきであるが、事業特性、地域特性及び事業の熟度により、その設定は異なる。

(1) 位置・規模の複数案

道路事業では、起点と終点が決まる概略計画段階で、複数のルートが設定されるケースがPIプロセス等において多く見られる。また、埋立事業では、浚渫土砂の処分場計画等に

おいて処分場の複数案が設定される事例が見られる。これらは、いずれも事業の早い段階で重大な環境影響の回避・低減が効果的に行える。(図-1参照)

(2) 配置・構造の複数案

事業の位置・規模がある程度決定している段階では、配置や構造の複数案が考えられる。道路事業では、高架構造・トンネル構造・土工等、面的事業では、事業区域内での施設の配置や土地利用計画の割合等、制約条件下で可能な複数案を設定し環境影響の回避・低減を行う。(図-2参照)

3. 複数案を設定しない単一案

原則として複数案を設定する必要があり、地方自治体のSEAでは複数案を設定していない事例は見られなかった。しかし事業特性、地域特性により複数案の設定が現実的でない場合は単一案の検討も可能とし、そ

■図-2 複数案の例(配置・構造)ーカナダ発電所増設事業ー

	案1	案2	案3
敷地内の原子炉の配置、総数等	中央送電施設から南東0.7kmに2基、1.2kmに2基 中央送電施設 敷地 埋立地 埋立地 原子炉 500m	中央送電施設から南東1.2kmに2基	中央送電施設から南東0.7kmに1基、1.2kmに1基
総掘削量	9.4Mm ³	9.8Mm ³	12.4Mm ³

■図-3 複数案の例(配置)―那覇空港滑走路増設事業―



の理由を明らかにすることとされている。

なお、単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行う。これらの場合において、国や地方公共団体の環境保全上の基準または目標が示されている場合には、これらとの整合性についても可能な限り検討する。

4. ゼロ・オプション

報告書では、「複数案は、現実的である限り、当該事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めるよう努める。他の施策との組み合わせにより設定しうる場合等、現実的な場合には複数案に含めることが望ましい。」とされている。

いくつかの事例では、ゼロ・オプションは参考案として、複数案の比較検討を行う上でのベースライン（基準）として活用されているケースが見られる。那覇空港滑走路増設事業においては、①施策なし（ゼロ・オプション）、②並行誘導路の二重化案、③～⑤現滑走路との距離の違いによる3案、合計5案を設定し比較検討を行っているが、ゼロ・オプションは各案の特徴を比較するための基準として用いられている。最終的には2案に絞り込み、検討が行われている。（図-3参照）

◆環境保全措置等の公表等

1. 事後調査の項目、手法等

事後調査項目・手法の検討や、事後調査の終了判断、調査結果の環境保全措置への反映について、客観的・科学的な根拠に基づく検討を行うため、必要に応じ専門家の意見を聞くことが求められている。また、事後調査の実施期間は、環境影響評価の結果と事後調査の結果が比較検討できる期間の設定が望ましいとされている。

2. 報告書の記載内容

報告書に記載する内容は、原則として評価書の記載事項の規定に従い、①事業の概要、②事後調査の内容及び結果、③環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度、④助言を受けた専門家とその内容、⑤報告書作成以降の事後調査や環境保全措置の概要となっている。②については、環境影響評価結果との比較を含め、評価書以降の変更があればその検討経緯や理由を明らかにすること、③については、事後調査により判明した環境の状況に応じて講じた保全措置とその効果の確認を含めること、⑤については、報告書作成以降に事後調査及び環境保全措置を行う場合は、その計画、結果を公表する旨、公表方法や時期などの明記が求められている。

3. 報告書の作成、公表時期

報告書は、事業（建設工事）の終了段階で1回作成することを基本としており、法の射程外となる供用段階の報告は義務付けられていない。

しかし、動植物や生態系など、予測の不確実性が高い項目は、効果が現れる時期が不明確であり、事後調査結果を受けた順応的な対応が必要になる場合がある。さらに、風力発電施設からの低周波音、建造物による日照障害など、供用開始後に影響が生じる場合も多く、供用段階での実態把握は重要である。

このため、事業の実施中に講じた環境保全措置が効果を発揮していることを確認した上で工事完了後のしかるべき後に報告書を作成すること、自主的な取り組みとして必要に応じて事業の途中段階や供用開始後に行う調査等の結果を公表すること、事業主体と供用段階の运营管理主体が異なる場合は適切な引き継ぎを行うこと、といった取り組みを行うことが望ましいとされている。

このような取り組みが住民からの信頼性確保、透明性及び客観性の確保、予測・評価技術の向上につながっていくと期待されている。

（編集委員：加藤賢次／高木圭子）

参考：「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」資料

〔事例紹介／自治体における取り組み〕

埼玉県配慮書手続きの取り組み

取材協力：埼玉県環境部環境政策課 主査 田中 誠
主任 中居恵子



1. はじめに

埼玉県は、法の配慮書手続きに相当する手続きを定めた「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（以降、埼玉県SEA）」を2002年3月に策定した。同年4月に施行され、現在まで5件の事業に適用されている（表-1参照）。

埼玉県SEAは、個別事業の計画等の立案段階において、環境の保全と創造について適正に配慮がなされることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指すものである。なお、埼玉県SEAの対象事業は、埼玉県が事業者である場合に限られ（市町村も可）、環境面だけでなく社会経済面についても評価する点が、従来の事業アセスと大きく異なっている。

先進的な事例を積み重ねている埼玉県環境部環境政策課の田中誠主査と中居恵子主任に、今回の環境影響評価法改正を踏まえ、今後の埼玉県の動向、計画段階配慮書（以降、配

慮書）導入の利点や課題等について話をうかがった。

2. 改正法に係る埼玉県の取り組み

今回の法改正にともなう埼玉県条例等の見直しについては、正式な検討手続きは始まっておらず、方向性について環境政策課内で協議を始めた段階とのことである。

田中主査によれば、「検討にあたり、法が対象としている民間事業をよく見ると、事業そのものや事業者が、その事業に関連する法令で許可等を受けたものであると認識している。ただし、具体的な検討はこれからであり、周辺状況を踏まえながら条例等を改正していくことになる。」とのことであった。

3. 配慮書における複数案の設定について

今回の法改正では配慮書の作成が

新たに追加され、1または2以上の案の検討が求められている。なお、基本的事項ではゼロ・オプション（事業を実施しない案）も複数案に入れることが望ましいとされている。

そこで、埼玉県SEAで実施されてきた複数案設定の考え方やゼロ・オプションに関する見解をうかがった。

複数案の提示数については、特に数は明記していないが、最低2案とのことである。特に強調された点が、「複数案といっても実現可能性のあるものでないと意味がない。机上の空論では科学的な議論ができないし、住民の理解も得られない。また、土地収用法が適用されない事業は、位置についての複数案を示すのは難しいと思う。」とのことであった。

計画の具体性が低いほど複数案が立てやすいかもしれないが、実現可能性の低い机上の空論になりかねない。また、民間企業においては計画の熟度が低いうちから計画をオープン

■表-1 戦略アセス事業一覧

戦略アセス	計画策定者種・規模	条例アセス	備考
1 地下鉄7号線延伸計画（H14.10～H15.7）	埼玉県知事 鉄道建設7km	未実施	H23年度延伸検討委員会で採算性等検討
2 所沢北秋津地区土地区画整理事業（H15.7～H16.4）	所沢市長 土地区画整理事業 50.6ha	未実施	事業化に向け検討中
3 彩の国資源循環工場第II期事業基本構想（H16.8～H17.5）	埼玉県知事 廃棄物処理施設の設置40.4ha	済み（H20.9～H23.1）	現在造成工事中 H23.6.8起工式
4 圏央道幸手IC東側地域の整備計画（H21.1～H22.6）	幸手市長 工業団地等造成 49～66ha	手続き中（H22.12～）	
5 圏央道鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想（H22.8～H23.3）	埼玉県知事 工業団地等造成 39.1ha	未実施	

■表-2 複数案の設定方法

通常の計画策定過程において検討している対象計画の原案の中から、環境への影響の程度、環境配慮のあり方の比較検討に適したものを設定する。 ex. ①環境項目ごとに相対的に妥当な案を検討する 案が絶対的な基準をクリアしているか精確な予測・評価は困難その時点で明確となっている予測条件のもとに、複数案の比較を相対的に行う ②考慮すべき要素間のトレードオフ関係を示す 安全性、利便性、公共性、経済性、環境保全等の諸要素のトレードオフ関係を示すことにより、どの要素を重視し、どの要素の組み合わせが良いかの判断材料を提供する ③県民等の関与を容易にし、よりよい案を考える素材を提供する より適切な環境配慮を行っていくうえで、複数案の提示により、県民等がこの事業で「何が重要なのか」判断できる素材を提示する
--

ンにできるかどうか難しい。このあたりも、民間事業を対象事業とすることの難しさがうかがえる。また、計画の熟度が増してからでないと計画をオープンにできないとなると、EIA（事業アセス）とSEA（戦略アセス）の区別がつきにくくなることもあげられる。参考として、埼玉県SEAにおける複数案の設定方法と設定事例を示す（表-2、図参照）。

一方、ゼロ・オプションについては、「民間事業にはそもそもなじみにくい選択肢であり、公共事業においても、事業自体が首長の選挙公約に沿ったものである場合などには、住民に公約した事業を実施しないという選択はとりにくいことも考えられる。」とのことである。

4. 配慮書の効果・重要性

埼玉県SEAで行っている経済性評

価の重要性については、「環境面の評価だけでは住民の判断材料になりにくい。住民に理解を求めていく上でも、複数案を提示しコスト（経済性）もあわせて説明していく必要がある。」とのことであった。また、配慮書では、「計画初期段階ならではの経済性や社会性、環境面の影響を評価することが重要で、早期段階から計画を住民に開示し、多面的に広く議論をしていくことで合意形成も促進されていく効果がある。」とのことである。

配慮書での評価方法についても「現地調査はEIAでやればよく、SEAは文献調査だけやればよいというものではない。SEAで評価する場合にも現地踏査しないと評価できない場合もある。ただし、詳細な評価はEIAで実施することになるだろう。」とのことであった。

取材の最後に当協会の活動に対して何か望むことがあるかどうかをうかがったところ、「新たに環境アセスメントに携わる自治体職員に対して、環境アセスメント学会や環境省等と連携して環境アセスメントに関する勉強会を実施してもらえるとありがたい。」とのことであった。

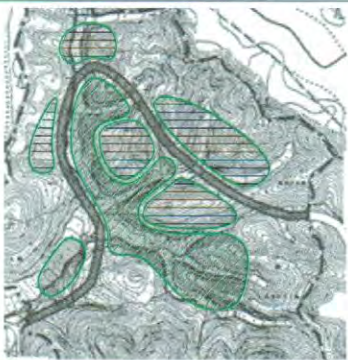
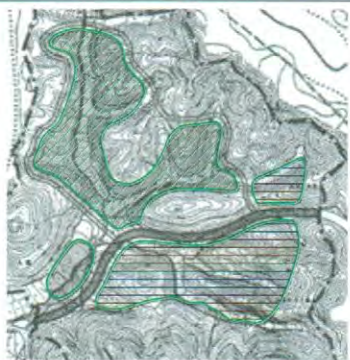
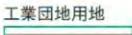
5. おわりに

計画初期段階での経済性評価や環境配慮の導入がいかに重要であるか、合意形成の促進に効果的であるかを改めて感じさせられた取材であった。

科学的検討に基づく環境影響評価と地域住民の合意形成の両方を同時に合理的に進めていくためには、従来の環境アセスメントのやり方では限界があり、今回の環境影響評価法の改正に寄せられる期待は大きい。

（編集委員：上原 励／竹下 彰）

■図 複数案の設定事例

A案	B案	C案	凡例
			最終処分場  工業団地用地  防災調節池 
工業団地用地を北側に分散配置し、土地の形状を活かし最終処分場を敷地南側に配置 工業団地用地面積:7.4ha 最終処分量:88 万トン	最終処分場を敷地中央に整形した楕円形で配置し、工業団地用地は地形を活かして配置 工業団地用地面積:7.0ha 最終処分量:113 万トン	土地の形状を活かしながら、最終処分場を敷地北側に、工業団地用地を一体的に配置 工業団地用地面積:7.0ha 最終処分量:103 万トン	

[事例紹介／自治体における取り組み]

川崎市の事後調査の取り組み

取材協力：川崎市環境局環境評価室 担当課長 小林幸雄
担当係長 坂祥士郎



1. はじめに

川崎市は、1976年10月に全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定した自治体であり、その後、1999年に改正を行っている。

事後調査制度は、現行条例制定時に新たに規定したものであり、事後調査の結果報告（届出数）は83件となっている。（2012年3月現在）

川崎市環境局環境評価室に事後調査等に係る手続きの運用や課題についてお話をうかがった。

2. 川崎市の事後調査制度

川崎市では、事業の規模に応じて区分された第1種、第2種行為及び法対象事業を事後調査の対象としている。事後調査を実施する項目については、予測を行った評価項目の中から「環境に及ぼす影響の程度が大きいもの」、「予測の不確実性が大きく、検証を要するもの」、「環境保全対策の実施の効果が出現するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの」、「効果に係る知見が不十分で新たな環境保全技術を実施した場合に、その技術の実効性について検証を要するもの」等に該当する項目について勘案し、項目として選定している。

作成された事後調査報告書は、公告・縦覧（30日間）され、縦覧期間中は、環境保全の見地から意見を有

するものは、市長に対して意見書の提出が可能となっている。

市長は事後調査報告書に記載された内容が評価書に記載された内容と異なり、環境の保全の見地から必要があると認める場合には、その実態を調査し、事後調査実施者に対し、必要な資料の提出及び報告を求めることができる。また、その結果が事後調査実施者の責めに帰すべきものと認めた場合、必要な措置を講ずるよう勧告される。（図参照）

3. 手続きの実施状況

事後調査に選定された項目及びその報告状況は表のとおりであり、工事中については、大気質、騒音、振動の項目が多く選定されている。供用時については、緑、風害、地域交通が多く選定されている。

4. 事後調査手続きの利点と課題

事後調査手続きの利点は、以下の事項があげられる。

- 予測した事象が確認できる。
- 再現性、予測精度が確認できる。
- 必要に応じ追加措置が指導できる。
- 積み重ねられた情報から予測手法の向上に資することができる。

今後の課題としては、事後の環境が悪化している場合、どこまで追加措置を求めるか、指導の平等性の確

保があげられる。

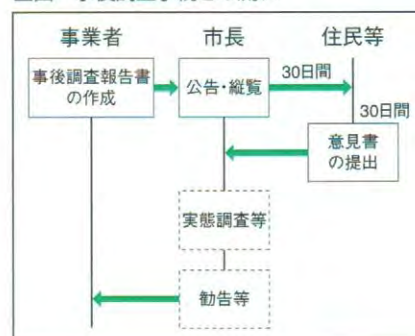
5. 事後調査報告書の電子縦覧

事後調査報告書は川崎市環境影響評価に関する条例（以下、「川崎市条例」と示す）第35条により、公告・縦覧が制度化されていたが、2011年1月からは電子縦覧が行われている。縦覧の電子化によって住民が、より入手しやすいデータとなっており、住民による環境監視を促進し、事業者の環境の保全に対する適正な配慮のための意識向上に繋がっていると思われる。

6. 事後調査と審議会の関与

現状の川崎市条例では、制度上、事後調査報告書に係る実態調査等（第37条）、環境の保全上必要な措置の勧告等（第38条）の規定が定められており、不適正な事後報告内容に関しては、実態調査を求め、必要に応じて勧告することができるが、審議

■図 事後調査手続きの流れ



項目	大気質	悪臭	水質	土壌汚染	植物	動物	緑	騒音	振動	廃棄物等	風害	電波障害	地域交通
選定数	24		1	2	1	1		25	15	1			2
第1種行為 (事例26件)	15		1	2		1		12	9	1			1
第2種行為 (事例26件)	9				1			13	6				1
報告数	17		1	2	1	1		19	14	0			0
選定数	6	3	2		1	1	47	8	3	1	22	3	9
第1種行為 (事例26件)	3	1			1	1	22	3	1		13	3	8
第2種行為 (事例26件)	3	2	2				22	5	2	1	9		1
法対象事業 (事例5件)							3						
報告数	4	2	2		0	0	22	6	3	1	12	3	7

■表 事後調査に選定された項目及び報告状況

会の関与がない状況にある。

このことから、今後の環境影響評価制度のあり方についての答申において、必要に応じて審議会に諮る等の手続きを設けることとされている。

事後調査の結果が評価書に記載された内容と異なり、環境保全の見地から必要と考えられる場合は、再調査の実施を求めたり、再手続きをさせる等、判断につながられている。

なお、法対象事業に係る事後調査については、条例第71条により、提出が規定されている。

7. 審査する上での留意点

予測評価したすべての項目を事後調査項目とするのではなく、住民に影響を与えるおそれが強い項目については、事業者が事後調査項目として選定するようアドバイスをを行い、審査の段階でも項目別にメリハリのある審査を心がけている。

また、各事業の地域特性、予測の不確実性、住民の関心性等にも留意して指導している。

8. 事後調査に対する住民の意見

事後調査の段階における住民意見は大きく二つに区分され、当初から計画に対する反対の立場からの意見と、現地調査結果、予測評価結果に至る状況を俯瞰した環境保全に関す

る建設的な意見がある。

住民から意見が提出できる機会は一アセス手続き上、限られているが、事後調査報告書の公告縦覧時には、現地の工事・事業の供用の進捗と評価書の記載内容を確認され、積極的な意見が述べられている。これら住民意見は、環境行政上の判断の目安につながる意見となっている。

9. 改正法を踏まえた条例への対応

事後調査については、以下に示す事項をもとに条例への対応が検討されている。

- 現行では事後調査の結果と予測・評価の内容の検証を行い、必要に応じて実態調査の実施、必要な資料の提出・報告、さらに勧告等を行うこととなっているが、基準等がなく、これらを判断する仕組みが求められている。
- 環境影響評価法の改正にともない、事後調査手続きが義務付けられたが、現時点で詳細が明らかとなっていないため、今後、条例との整合を図る必要がある。
- 他都市への事後調査手続きに関するアンケートの結果、現行手続きの課題・問題点として審議会の関与や調査の再実施等に関するものがあげられている。
- 審議会の議論として「再調査や再

実施の判断等を審議会に諮る場合、全体対応ではなく小委員会で判断する等の対応が望ましい。」等の意見があった。

これより、「今後の環境影響評価制度のあり方について（答申）、川崎市環境影響評価審議会、平成23年12月」において、本答申では、「勧告等の重要な事項の判断を行うにあたり、必要に応じて審議会に諮る等の手続きを設けることとし、法改正への対応については、主務省令が制度化された段階で法に先行して行われている川崎市の事後調査制度が後退しないように配慮し検討を行う。」とされ、条例改正手続きが進められている。

10. おわりに

早い段階で事後調査手続きを導入し、蓄積した事後調査の結果を有効に活用して環境保全を推進する川崎市の姿勢は他の参考とすべきものであると感じた。

また、電子縦覧による事後調査データの取得のしやすさは格段によくっており、今後、第三者からの事後調査に対する意見が多く出され、議論が高まり、事後調査の実施が、よりいっそうの環境保全に資する実効性の高いものとなることを望むものである。

（編集委員：桑本 潔／諸藤大輔）

環境配慮のための アセスガイドライン活用のおすすめ

アセス法や条例の対象とならない小規模の都市再開発や自治体が街づくりを推進する上で、「サステイナビリティ（持続可能性）」をターゲットにしながら、環境に配慮された良質な街を形成していくことは地域管理を預かる自治体にとっても課題となっているといえよう。また、都市開発の事業者が省エネ型の建築物の設計施工を積極的に推進することで、ランニングコストが低減でき、テナントや居住者にとっても光熱費節減というメリットを生む。こうした先進的な設備等を導入し、積極的な緑化を図っている建築物は、都市域内のアメニティを向上させ、快適な都市空間として新たな付加価値のインセンティブになると考えられる。また、温室効果ガス排出量の削減、都市内の生物多様性への配慮、ヒートアイランド現象の緩和、物質循環の促進といった都市の抱えるキープロBLEMに対する自主的な環境配慮の取組はさまざまな主体の参画のもとで推進されてこそ実効性のあるものとなる。この自主的な環境配慮のプロセスの積極的な展開は、事業者にとつ

てみると、計画事業の付加価値を高め、また、周辺住民とのコミュニケーションのツールとして活用されることで、事業者や自治体や地域住民に協働して街をつくるという意識を醸成し、快適な都市空間を創出する機会を与えるものと考えられる。その一助として、今般、サステイナブル都市再開発アセスガイドラインが改訂されたが、筆者はこの改訂に関与したので、この機会に紹介することにしたい。

策定の経緯

平成20年3月に策定された「サステイナブル都市再開発ガイドライン～都市再開発におけるミニアセス～」(以下「旧ガイドライン」という。)は、都市再開発事業者による温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量や適正処理及びヒートアイランド現象の緩和などの取組に関する自主的な環境アセスメントの方法を取りまとめたものであった。環境省は、平成21年度から平成23年度にかけて、「サステイナブル都市再開発促進モデル事業」を実施し、旧ガイドラインに沿って選定された18の都市再開発事業に対して事業支援を行ってき

明治大学法科大学院法務研究科 専任教授

柳 憲一郎

■執筆者略歴

1979年 筑波大学大学院環境科学研究科 修士課程修了
 1981年 筑波大学社会科学系準研究員
 1988年 北見女子短期大学助教授
 1992年 明海大学不動産学部助教授
 1999年 明海大学不動産学部教授
 2004年 明治大学法科大学院法務研究科教授・環境法センター長(現職)
 2011年 博士(法学) 明治大学
 この間、ケンブリッジ大学土地経済学部客員研究員、ヒューズ・ホールカレッジ客員研究員、参議院客員調査員、大学入試センター客員教授等。専門分野は環境法、環境法政策で、公害健康被害補償不服審査会非常勤委員(環境省)、東京都環境影響評価審議会委員、千葉県環境影響評価委員会委員、埼玉県環境影響評価技術審議会委員、川崎市環境影響評価審議会委員、環境アセスメント学会会長などを務める。

た。今回の改訂は、このモデル事業等から得られた知見を踏まえつつ、活用する側の視点に立って、都市再開発の現場や想定される具体的な用途ごとに、より効果的で、かつ、活用しやすいガイドラインとなるよう、旧ガイドラインの全面的な見直しを図ったものである。

ガイドラインの概要

ガイドラインは、都市再開発事業者に期待される自主的な環境配慮の取組の検討プロセスを示すものであるため、環境に関する目標を設定し、その実現に向けた効果的な取組内容の検討を行うことや多様な主体の参画を図り、取組の

実施状況や効果をモニタリングしていくことに主眼を置いている。

想定される用途は二つに絞っている。用途その1は、都市再開発事業者やエリアマネジメントを行う主体が、これを活用して自主的な環境配慮の取組を行うこと。用途その2は、地方公共団体や金融機関等が、これを参考にして独自の環境配慮制度や環境配慮型融資制度等を構築するために活用されることを想定している。

配慮プロセスの検討

都市再開発事業者が、環境配慮の取組を様々な主体の参画の下で促進することにより、周辺地域と共存し、地球環境に配慮した持続可能な都市再開発の実現に資するため、地方公共団体の計画や事業者の自主的なイニシアティブについて、定量的な予測・評価や幅広い関係者とのコミュニケーションなど環境アセスメントで用いられる考え方や手法を活用する検討プロセスを示すものである。

念頭に置いているのは、都市部の既成市街地又はその周辺の地域において実施される都市再開発事業等であり、具体的には、一体の事業計画として、ある一定の範囲で建築物群の新築、改築、増築又は機能改善が行われる事業である。都市再開発法に基づく市街地再開発事業に限らず、総合設計制度など他の制度を用いた事業、任意の再開発事業等も含まれる。また、単体の建築物としても、複数の建築物を含む「エリア」としても、適用することができる。なお、事業の規模は限定していないが、地方公共団体の条例等で環境アセスメントの対象となっていない比較

的小規模の事業を想定して策定されている。また、場合によっては、これらの内容を地方公共団体の条例等に基づく環境アセスメント制度に盛り込むことも想定している。

環境配慮項目としては、都市再開発の実施に伴って、今後、特に取組の強化が求められる「温室効果ガス排出量の削減」や「生物多様性への配慮」、「ヒートアイランド現象の緩和」、「資源循環の促進」の4項目を対象に取り上げている。都市再開発の企画・構想から施設の供用に至るまでの基本的な事業の流れを、「計画の初期段階」から「供用段階」までの4つに大別し、環境配慮項目ごとに、各段階で事業者が取り組むべき事項を整理したものとなっている。また、特定の段階ではなく、すべての段階又はいずれかの適切な段階において実施が求められる「横断的」な取組として、関係者の参加体制の構築とコミュニケーションの促進を取り上げているが、これが自主的取組の一つのキーポイントとなっている。

環境配慮プロセスの全体像は図の通り。

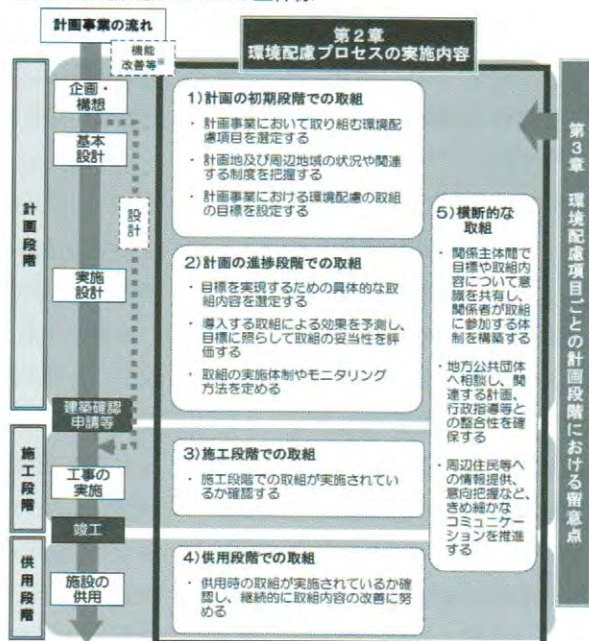
なお、様々な事業の特性やユーザーのニーズに応じて柔軟な活用が期待される。例えば、環境配慮プロセスのうち、計画段階など一部の段階のみに着目して活用することや小規模で実施設計の段階から始まる事

業、建築確認申請を必要としない機能改善等の事業においても必要部分のみを取り出して活用することも推奨される。

他の環境関連制度等との関係

都市再開発の実施に当たっては、国や地方公共団体の法令等に基づき、環境アセスメントをはじめとする様々な手続の実施や基準の遵守等が求められている。先進的な環境配慮の積極的な導入を促すためには、都市再開発事業者及び関係者に過度な追加的負担を与えないことも重要な視点であり、既存の制度が存在する事項についてはそれらを適切に実施することを求め、重複した手続にならないように配慮している。そこで、「建築物環境配慮制度」等の既存の環境関連制度や、「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）等の基準、法令等に基づく説明会開催の機会等についても紹介されており、可能なものは極力、環境配慮プロセスに組み込むように工夫されている。

■図 環境配慮プロセスの全体像



※ここでは、例えば熱源機器の入れ替え、屋上緑化の実施など建築基準法に基づく建築確認申請を必要としない事業を示しています。

平成24年度通常総会/懇親会

一般社団法人日本環境アセスメント協会は、平成24年度通常総会を5月31日に開催した。会場となった東京都千代田区平河町のルポール麹町には、全国から多数の会員が参集した。

当日の様子を総会並びに総会後に開催された懇親会とあわせて報告する。



■総会

出席会員数は、委任状を含めて101法人となり、本総会が成立することが確認された。議長には梶谷修会長が選任され、総会の開会を宣言した。議事録署名人には、西村正直副会長、竹松伸一郎理事が任命された。

報告事項として「平成23年度事業報告」の説明、次いで決議事項として「平成23年度決算報告」の説明があり、所英樹、高塚敏両監事から決算報告等が適正である旨の監査報告が行われた。引き続き「平成24年度事業計画」、「平成24年度収支予算」、「規則の一部改訂に関する件」、「役員選任の件」の説明があり、すべての議案は本総会において異議なく承認された。

■平成24年度事業計画

(2012年4月1日～2013年3月31日)

1. 事業活動方針

本年4月1日に一般社団法人への移行登記が完了し、今年度からは新たな立場での活動を推進することとなる。昨年度「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が成立し、環境アセスメント制度についても新局面を迎えた。改正環境影響評価法の全面施行は2013年4月であるが、環境省で基本的事項に関する検討が行われるなど、関連省庁においては、今後全面施行に向けた動きが活発になると予想される。

昨年度は3月11日の東日本大震災の影響により、わが国全体が復興・復興に迫られる年となった。当協会においても、震災復興関連事業に関する環境アセスメントを念頭に、小冊子「復興アセスのすすめ」を刊行しており、震災復興アセスについては引き続き検討を続ける。

現在、われわれを取り巻く社会経済環境は、震災復興への動き等を中心に回復基調にはあるものの、公共事業の縮小、雇用環境の悪化など多くの問題を抱えており、「再生日本」の行方は未だ混沌としている。一方、環境分野は成長が期待される産業として注目されており、日本の保有する環境技術の海外展開への期待も大きい。環境アセスメント分野のサービス・技術は応用範囲が広く、継続的な人材育成の必要性はより高まるものと期待される。

本年度は、第二創成期ビジョン最終ステージの「新・中期計画2015」スタートの年である。新・中期計画の実施に当たっては、特別委員会を設置して検討を進めて行く。一般社団法人移行初年度であり、設立35周年を数えるなど、新たな変革の年を迎える。したがって、これまでの活動の一つの区切りとして、今後の活動の足掛かりとなる記念事業の実施について検討する。このような認識のもと、平成24年度事業計画は、会員メリットの向上とともに協会活動の更なる拡大を目指して、以下の重点

施策を実施する。

- 環境影響評価法の改正における課題と対策の検討
- 生物多様性の保全、地球温暖化対策等における環境配慮手法の検討
- 震災復興事業に関する環境アセスメントの促進(復興アセスのすすめ)についての課題等の検討
- 東アジアを中心とした海外交流の推進
- 協会認定資格制度「環境アセスメント士」活用場の普及・拡大

2. 事業内容

(1) 企画部会活動

①「新・中期計画2015」の推進

「JEAS第二創成期ビジョンの第二次実施計画の課題」並びに「JEASを取り巻く近年の環境変化に伴う課題」を踏まえ、昨年度策定した「新・中期計画2015」の推進を図る。同計画推進に当たっては、新たに設置する「(仮称)構造改革特別委員会」と連携して、協会の経営基盤強化、魅力度アップを目標に、各部会・支部の諸活動を支援する。

②国際的な交流及び提携

改革推進事業として韓国環境影響評価協会との交流を推進しており、会員企業にとって意義ある交流のあり方を検討・実施する。今年度は韓国環境影響評価協会を訪問し、情報交換を行う。

③積算体系検討

「環境影響評価業務積算資料」の国

交省新積算体系対応版（CD版・第3版）の販売促進活動及び問い合わせ対応を行う。アセス法改正にともなう「配慮書」手続きへの対応、新たな対象事業である「風力発電アセス」手続きへの対応を検討する。猛禽類積算資料について、環境省の「猛禽類保護の進め方改訂版」発行の動向を見つつ歩掛の見直し検討に入る。

(2) 情報、資料等の収集及び提供

国・地方自治体等公的機関からの情報受信に関する事項、協会からの情報発信に関する事項、協会事務局の情報システムに関する事項等を行う。

①情報収集

公的機関との情報交換会を開催し、環境影響評価に関する最新の情報を収集し、その概要を報告する。地方自治体との情報交換のあり方を検討する。

②情報管理

会員名簿を作成し、会員及び関係官庁、大学等に配布する。会員へ定期アンケートを実施し、会員の状況を経年的に把握し、その結果を報告する。一般社団法人化に対応し、協会パンフレットの改訂等の維持管理を行う。

③情報発信

昨年度行ったJEASホームページの全面的リニューアルを軌道にのせ、一般社団法人化に対応した改訂等の維持管理を行う。自治体情報の検索コーナー「自

治体環境情宝館」の更新保守を行う。研修部会とともに、JEASホームページ上でセミナーのビデオ配信を行う。「JEAS ニュースアクション7」への対応として、「メルマガ配信」を本格運用する。

④機関誌JEASニュースの発行

JEASニュースを年4回発行する。誌面構成は昨年度と同様、特集、エッセイ、環境アセスメント士紹介、JEASレポートほかで構成することを基本とし、環境アセスメントに関する技術情報、事例、研究等を紹介するなど、時宜を得た情報提供に努める。環境アセスメント士紹介コーナーの原稿募集を継続して行う。今年度は、協会設立35周年を記念して、2013年度の表紙を飾る写真をコンテスト形式で募集する。

(3) 研修部会活動

環境アセスメント分野に関するセミナー、講習会等を開催する。

①セミナーの開催

環境アセスメント分野に関するセミナーを年7回程度開催する。このうち、一般社団法人化において公益目的事業として位置付けられている公開型セミナーを年4回程度開催する。会員向けセミナーを年1回程度、野外セミナーを年2回程度開催する。

●公開型セミナー

協会の社会貢献の一環として、会員以外の人々も聴講できる公開セミナー・シンポジウムを実施する。今年度は、アセス法改正（配慮書、再生エネルギー関連）、事例紹介、研究部会報告などに係る公開型セミナーを実施するほか、外部学協会等との共催等を図る。公開型セミナーは知識の普及に資するよう、講演者の了解を前提として、

講演内容をJEASホームページにビデオライブラリーとして掲載する。

●会員向けセミナー

アセス法改正に関連して、主務省令の改正や環境保全措置に関する説明・解説を関係各省担当者から直接講演していただくようなセミナーを開催し、会員企業に有用な情報を提供する。知識の普及に資するよう、講演者の了解を前提として、講演内容をJEASホームページにビデオライブラリーとして掲載する（会員限定）。

●野外セミナー

若手技術者等の研修と相互交流を目的として、自然観察や環境アセスメント事例等に関する野外セミナーを開催する。自然観察会のほか、首都圏近郊で野外セミナーを実施する。

●ビデオライブラリーの作成

セミナー講演内容については、講演内容のビデオを作成し、協会ホームページにビデオライブラリーとして掲載する。なお、ビデオライブラリーについては、教育研修委員会や各支部等と連携し、コンテンツの充実を図る。

●セミナー活性化施策の検討

公開セミナーについて、学生等会員以外も聴講しやすくし、セミナー参加者の増加を図るなど、セミナー活性化に向けた施策を実施する。

②教育研修会の開催

環境アセスメントに携わる会員の知識と技術の向上に資するため、環境アセスメント入門研修会、環境アセスメント実務研修会、環境アセスメント士受験講習会及び技術士受験講習会を各1回ずつ開催する。

●環境アセスメント入門研修会

新たに環境アセスメントを担当する技術者を対象に、2日間にわたる入門研



修会を支部で1回開催する。

●環境アセスメント実務研修会

環境アセスメントの実務経験のある程度積んだ中堅の技術者を対象に、1日間の研修会を東京で1回開催する。

●環境アセスメント士受験講習会

環境アセスメント士認定資格制度の普及・充実に寄与するため、受験対策講習会を東京で1回開催する。

●技術士受験講習会

技術士第二次試験受験希望者を対象に、受験講習会を東京で1回開催する。

●環境アセスメント大学講義

中央大学理工学部等において、環境アセスメントをテーマとした講義（年度後期、15回予定）を実施する。

●研修ツールの開発・運営

研修会・講習会への参加に要する支部会員の負担軽減等を目的に、本部と支部で共有できる研修ツール（eラーニング等）の開発・運営を行う。

(4) 研究部会活動

環境アセスメント技術に関する研究を、下記のとおり進める。

①自然環境影響評価技法研究会

昨年度実施した検討結果を踏まえ、SEAなどを対象に生物多様性ポテンシャルマップ（BDPマップ）を活用した生物多様性評価法の研究を行うとともに、自治体レベルでのBDPマップ作成に着手するとともに、支部と連携して一般向けセミナーによるBDPマップの普及活動を行う。

②条例アセス研究会

昨年度収集した特色ある条例アセスの事例をもとに自治体へのアンケート調査や学識者へのヒアリングを行い、調査範囲を広げ、独自性や地域性のあるものなど地域性の比較を分析するとともに、条例アセスの目的やあり方を考察する。

③政策課題研究会

昨年度整理した情報や分析結果等の成果をもとに、アセス法改正にともなう国や地方公共団体の動向把握、主要な事業種を対象としたSEAのケーススタディ、より上位の計画等へのSEAの適用方法などを検討し、SEAのよりよい実施方法を考察する。

④新領域研究会

昨年度実施した幅広い議論と研究内容の絞り込み結果に基づき、最新の情報収集を行うとともに、新たな事業領域の展開可能性を検討し、低炭素社会実現に向けて環境アセスメントが果たすべき新たな役割をとりまとめる。

⑤その他

放射能リスクや災害リスクに関するアセスメントなど、東日本大震災を契機に新たな課題となってきたテーマについて、研究部会の運営委員会で今後の研究方法を議論し、新たな研究会設置に向けた準備を行う。

(5) 支部活動

支部活動の充実に向け、最近の環境施策動向を踏まえて環境影響評価に関する技術・情報の伝達・普及を行う。地方公共団体等との交流・連携を推進し、各種セミナー等を実施する。

①北海道支部

- 野外セミナー、環境アセスメント士受験講習会を各1回開催する。
- 公開の技術セミナーを2回開催する。
- 札幌市主催の環境イベント（環境アセス展）に参加協力する。
- 他団体との意見交換会を実施する。

②中部支部

- 公開の技術セミナーを1回開催する。
- 野外セミナーを1回開催する。
- 技術士及び環境アセスメント士受験講習会を各1回開催する。
- 行政との情報交換会を1回開催する。

③関西支部

- 公開の技術セミナーを2回開催する。
昨年度同様、1回は講演テーマに関する分野のアセス研修を併せて行い、他の1回は（一社）日本環境測定分析協会関西支部と共催で開催する。
- 野外セミナーを1回開催する。
- 技術士及び環境アセスメント士受験講習会を同日に1回開催する。
- 行政との情報交換会を1回開催する。

④九州・沖縄支部

- 共催セミナーを1回開催する。
- 環境アセスメント士受験講習会を1回開催する。
- 公開の技術セミナーを1回開催する。
併せて野外セミナーを1回開催する。
- 行政との情報交換会を1回開催する。

(6)「環境アセスメント士」認定資格制度

環境アセスメントの信頼性向上のために専門性に特化した「環境アセスメント士」第8回資格試験を2012年11月23日（金・祝日）に、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、沖縄の7会場で実施する。今年度は2005年度登録者の登録更新2年目に当たるため、昨年度に引き続き更新手続きを実施し、登録者の更新を行う。また、資格制度の周知・PRを図り、資格活用の働きかけを推進する。

資格制度の充実を図るため、昨年度に引き続き資格制度の見直しを検討するとともに、約450名となった環境アセスメント士の交流連携活動の推進に向け、実施体制等を検討する。

(7) 環境アセスメント関連行事その他

環境アセスメント関連行事のうち、協会が適切と認める事業については積極的に協賛活動等を実施する。

(8) 受託事業

環境アセスメント関係機関からの当該事業に関する技術の調査・研究等の業務を、受託事業として実施する。

■懇親会

通常総会の後、午後6時から会場をロイヤルクリスタルの間に移し、100名を超える出席者を迎えて、大森彰夫事務局長の司会で懇親会が開始された。

冒頭、通常総会において再任された梶谷修会長より、来賓の方々へのお礼



梶谷修会長

の言葉に始まり、開会の挨拶があった。「当協会は今年で発足35年目、社団法人として13

年目を迎え、本年4月1日に一般社団法人に移行して新たな立場での活動を始めました。環境影響評価法の改正、一般社団法人化を契機として、会員のメリットの向上、協会活動の領域拡大、環境アセスメント士の有効性の向上を目指してまいります。今後とも関係各省をはじめ会員の皆さま方、関係各位のご支援ご協力をお願い申し上げます。」と述べた。

続いて、ご来賓の山東昭子参議院議員よりご挨拶をいただいた。「歴史ある環境アセスメント協会が、一般社団法人として順調にスタートしたことを大変頼もしく思います。昨年の

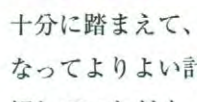


山東昭子参議院議員

震災以来、国民が環境問題に高い関心を持つようになりました。その反面、偏った知識も広がっています。本当に安全な環境をつくるためには、技術を結集して冷静な分析が必要です。未来の日本の国づくりのために何をなすべきか、正確な情報の浸透が必要です。世界に誇れる環境を一層整備していくために、環境アセスメント協会の皆さまの情熱と知恵が、ますます大切になってまいります。なお一層の活躍を期

待しています。」と当協会への期待の言葉をいただいた。

環境省からは寺田達志地球環境審議官にお越しいただき、「環境アセスメント制度は、単に数値的なチェックをするのではなく、社会的な意思を形成するためのツールだということを



寺田達志地球環境審議官

十分に踏まえて、まさに地域と一体となってよりよい計画を作り、それを理解していただく。そのためには理化学的な技術だけではなく、社会の合意形成のための技術が必要になります。環境アセスメント協会、アセスの現場に携わる方々にも、どうやって国民の皆さまと情報を共有し、合意を作っていくのかという、社会技術の研鑽にもあたっていただければ大変ありがたいと思います。」とのご挨拶をいただき、乾杯となった。

たくさんの料理をいただきながらの歓談の時間となったが、ご多忙の中にありながらも、次々と環境省幹部の方々が懇親会場に駆けつけてくださり、ご挨拶の言葉を頂戴した。

南川秀樹環境事務次官からは「ご存じのとおり去年の3月11日以来、大きく仕事が動いております。多くの問題解決をしなければいけない中で、環境アセスメント協会の皆さまには、大変お世話になっております。当然ながらこれから環境対策の中に、放射能も正面から入ってまいります。専門家の皆さんの知恵と力を借りて、新しい環境アセスメントの世界を拓きたいと思っています。ぜひともよろしくお願



南川秀樹環境事務次官



いします。」とのご挨拶をいただいた。

谷津龍太郎大臣官房長からは「去年の震災以来、環境省は様変わりしております。ここにお招きいただいた職員も普段の業務以外にもいろいろ掛け持ちで対応しております。国民の皆さま



谷津龍太郎大臣官房長

からの期待も環境省に寄せられるようになっております。環境省は直轄事業官庁として、除染、がれき処理

にあたってまいりますので、皆さま方のお力をお借りして、ぜひ一緒に頑張っていきたいと思ひます。ご協力、ご理解よろしくお願ひいたします。」とのご挨拶をいただいた。

その後、通常総会において選任された新任理事の紹介があり、各理事が協会運営にかける抱負を述べた。

最後に、当協会の田畑日出男名誉会長の発声による中締めとなった。「これからの技術は、時代の変化にどう対応していくかが重要課題です。環境アセスメントにはた

くさんの要素技術があるので、この要素技術を束ねて環境アセスメントの価値を高め、世の中に問うていけばいい。さらには日本のすばらしい技術を世界に展開していくことを考えるべきである。」とのアドバイスをいただいた。誌面の制約で十分文字に表せないのが残念なほど大変ユーモアあふれるお話で、明るい未来への勇気を与えていただき、本宴はお開きとなった。



田畑日出男名誉会長

(編集委員：上原 励)

JEAS
in
Tokyo

一流の環境アセスメント士を目指して

日本工営株式会社は、1964年の創業以来、「誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。」という経営理念のもと、河川・水工、上下水道、地盤、農村施設、道路橋梁、空港・港湾、インフラマネジメント、環境、防災、情報、交通、等々、国内外を問わず幅広い分野で事業活動を続けてきました。



社内の環境分野技術者研修会の様子

日本工営(株)
TEL.03-3238-8383
<http://www.n-koei.co.jp/>

その中で、「環境」を扱う専門部署は、1975年の「環境アセスメント室」の創設に始まります。当初は3名でのスタートでしたが、現在では国内・海外合わせて100名を超える技術者が環境部門に所属し、環境アセスメントをはじめ、環境保全や持続可能な社会の形成に関わる調査・評価・計画・設計など、さまざまな業務に従事しています。

私は入社以来、主に高層建築物などの都市開発事業や土地区画整理事業に係る環境アセスメントに携わってきました。はじめて担当した案件では、専門的知識もなく、アセス制度の仕組みや手続きの流れも分からず、しどろもどろだったことを覚えています。そして、環境アセスメントの遂行において求められる専門的な技術や知識の広さ・深さに驚き、一流になるためにはいったい何年かかるのだろうかと思いました。

生活環境部門(2011年)
一言奈緒子



いくつかの案件を経験し、「環境アセスメント士」を取得した今も、まだまだ技術や知識が不十分だと感じる日々です。さらに最近では、環境アセスメント技術者に求められるのは、何も技術や知識ばかりではないことも実感しています。つまり、事業やアセス制度に関わる多くの関係者とのコミュニケーション能力や、事業計画の熟度に応じて、効果的かつ効率的に環境アセスメントを進めていくマネジメント能力などが、とても重要だということです。

そうした能力においても自分はまだまだ未熟で、「一流」までの道のりはずいぶん遠いと感じています。しかしながら、「環境アセスメント士」の名に恥じない仕事ができるよう、これからも研鑽を続けていきたいと思っています。

JEAS
in
Tokyo

環境アセスメントの普及

私が勤務するパシフィックコンサルタンツ株式会社は、昨年2011年に創立60周年を迎えた総合建設コンサルタント会社です。道路、鉄道、施設、…の設計、交通計画、環境政策、PFIなど幅広い分野の業務を行っています。



パシフィックコンサルタンツ(株)
TEL.042-372-0111
<http://www.pacific.co.jp/>

私が所属する環境・地盤技術部は、昨年10月に環境と地盤の部署が一緒になりました。当部署では、主に環境調査や環境影響評価、保全対策などの建設環境に係る分野と、地質・地下水などの調査・解析に係る分野を行っています。

社内では、他の部署と協働して業務を進めることが多く、以前よりたびたび連携して業務を行っていた地盤に係る部署と一緒にになって、仕事がしやすくなりました。

私は廃棄物の焼却施設や最終処分場に係る環境調査、環境影響評価に携わることが多く、地盤に係る技術者のほか、廃棄物の設計を行う部署と連携をして業務を行っています。

廃棄物関連の業務は、発注の要件に建設部門(建設環境)の技術士のみならず、環境部門の技術士や環境アセス

自然環境部門(2009年)
吉留 雅俊



メント士が要件となることもあり、環境アセスメント士の資格は、自分のステップアップもかねて取得しようという気持ちになりました。環境アセスメント士取得後は、CPD取得も含め、できる限りセミナーにも出席し、自己研鑽に励んでいます。

環境にインパクトを与える事業を行う際、事前に環境への影響を予測・評価することの大切さを分かっている事業者もいるのですが、「難しい」、「大変だ」、「お金がかかる」、という後ろ向きな声も聞きます。名称に「環境アセスメント」という単語がついているこの資格は、環境アセスメントを実施する事業者以外にも、名前として分かりやすく、環境アセスメントを普及させてくれる資格ではないかと思っています。

環境アセスメント士会が 設立されました



2012年5月25日18時より、協会会議室で設立総会が開催され、環境アセスメント士会（以下、アセス士会）が設立されました。当日はアセス士21名、梶谷協会会長他アセス士会の設立に奔走してきた協会幹部5名等が参加のもと、会議室は熱気にあふれ、規約（案）、役員（案）、2012年度事業計画（案）、収支予算（案）が審議可決されました。この結果運営委員14名が選出され、運営委員互選により、和田仁志が会長に、黒崎靖介が副会長に、加藤辰彦が事務局長に選任されました。会長から、「知を広げるチャンス、未来を考えるチャンス、新しい仕事を生み出すチャンス。自由な発想をもちよって、時間をシェアしあって、連携してやっていこう。個人のボランティアな活動が中心なのでアットホームにやっていきたい」と挨拶がありました。

終了後同じ場所で懇親会が開催され、今後の活動への期待に皆盛り上がりました。早速副会長により、フェイスブックによる「グループ」環境アセスメント士会における交流の様子が、大画面タッチディスプレイで披露され、一同の大変な関心呼びました。賛助会員として入会された栗本資格・教育センター長から、「元協会幹部の藤森英水氏が6年前に発意した環境アセスメント士会が、今は遺志となってしまったが、和田会長に引き継がれここに形になったことは感無量である」との挨拶がありました。

アセス士会は個人を基盤として設立された団体で、情報交換、連携強化、社会への働きかけ・アピールを目的としてこれから活動していきます。「個人の集まり」という特性を活かして、これまでの協会にはない活動ができるのではないかと期待していますが、先ずは「アセス士同士が仲良くなること」を第1の目的に掲げたいと思います。皆さまのご支援を節にお願い申し上げるとともに、まだ加入されていないアセス士の皆さまの奮ってのご入会を期待します。（会費は年2,000円です）



（アセス士会会長 和田仁志）

お問い合わせ
e-mail: pea@jeas.org
TEL.03-6268-9494

JEAS 資格・教育センター便り

「資格・教育センター」では、
「環境アセスメント士」の「認定資格試験」や
「継続教育（CPD）制度」に関する
情報やご案内を「JEASニュース」に
毎号掲載しています。

1. 平成24年度「環境アセスメント士」認定資格試験について

「環境アセスメント士」認定資格制度は、環境アセスメントに専門特化した資格制度として、高い技術・技能を保有する人材を育成し、環境アセスメントの信頼性向上に貢献していくことを目的としています。現在では452名の方が活躍をされています。

平成24年度「環境アセスメント士」認定資格試験の実施概要は次のとおりです。

- (1) 資格部門：①生活環境部門 ②自然環境部門
(2) 資格の内容：

- ・環境アセスメントの法制度、手続き
- ・調査、予測・評価技術、環境保全措置等
- ・環境アセスメント図書類の作成
- ・環境アセスメント実務の管理技術、倫理等
- ・環境全般に関わる基礎知識等

- (3) 受験資格：四年制大学（卒）実務経験5年以上、
大学院（修）3年以上、左記以外は8年以上

- (4) 認定資格試験：

- ・試験日時：2012年11月23日（金・祝）
10時～16時45分
- ・試験場所：札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、
福岡、沖縄の7会場
- ・試験科目：全4科目【専門科目Ⅰ-1及びⅠ-2】
【共通科目Ⅱ-1及びⅡ-2】

- (5) 受験申込：

- ・期間：2012年7月17日（火）～9月21日（金）
- ・申込書入手：<http://www.jeas.org/>よりダウンロード（7月2日（月）以降）

- (6) 合格発表：2013年2月1日（金）

2. 継続教育制度（JEAS-CPD制度）

JEAS-CPD制度は、「環境アセスメント士」の技能レベルの維持・向上、倫理観の涵養等を図るための継続教育について支援しています。なお、資格の更新には、一定の単位取得が必要です。

（資格・教育センター事務局）

協会活動記録

研修部会

平成24年度技術士第二次試験
受験講習会 13名

2012年4月24日(火)

(1) 技術士試験について

～技術士第二次試験制度と特徴、申込書の書き方、受験勉強の進め方～

日本工営(株) 黒崎靖介

(2) 出題の傾向と対策

① 建設部門・建設環境

(株) 東京久栄 押尾圭美

② 環境部門・環境保全計画

いであ(株) 幸福 智

③ 環境部門・環境影響評価

アジア航測(株) 衛藤貴朗

④ 総合技術監理部門・建設・建設環境

日本工営(株) 尾関哲史

⑤ 総合技術監理部門・環境・環境保全計画

(株) 東京久栄 長岡克郎

第1回JEASフォトコンテスト

(2013年度JEASニュース表紙写真募集)のご案内

JEASの一般社団法人移行・設立35周年を記念して、2013年度のJEASニュースの表紙写真をコンテスト形式で募集します。未来に残したい日本の風景、行事など、季節感あふれる作品の応募をお待ちしております。採用された方には、賞金3万円が授与されます。詳細は、協会ホームページ(<http://www.jeas.org/>)をご参照ください。

募集概要

- テーマ: 日本の四季
- 採用作品数: 春夏秋冬各1点、計4点
- 応募資格: JEAS会員団体に属する個人
- 募集期間: 2012年7月2日～12月20日(必着)
- 応募方法: 郵送またはe-mail
- 写真規定: カラー写真(プリントの場合は六切程度、デジタルの場合はおおむね500万画素以上)
- 結果発表: 2013年4月1日、JEASニュース138号誌上、協会ホームページ

応募・お問い合わせ / (一社)日本環境アセスメント協会

JEASニュース表紙写真選考委員会 宛

新任挨拶



(一社)日本環境アセスメント協会
事務局次長 加藤辰彦

本年4月から事務局に勤務させていただいております。私は、かつてJEASニュース編集委員会及びセミナー委員会に所属しておりまして、委員の立場で協会活動に参加してきました。そこでは、先輩諸氏からいろいろな面でお世話になりました。これからは、事務局メンバーとして、環境アセスメント業務の第一線でご活躍されている方々のお役にたてるように精一杯頑張る所存です。

なお、趣味は風景写真を撮ることですが、JEASニュースの表紙に載せられるレベルのものを撮ることが目標です。

編集後記

今年のゴールデンウィーク期間中、『42年振りに、わが国の原子力発電所の稼働がゼロになった。』、というエポックメイキングなニュースがマスコミを賑わせましたが、今後の原発再稼働に関しても、当分予断を許さない状況が続くそうです。

昨年3月に発生した東日本大震災の影響で、全国的に節電の夏を迎えることとなりましたが、わが大和民族の性(さが)として、良くも悪くも、『のど元過ぎれば、熱さを忘れて』、今夏はまた元の状態に後戻りすると懸念する向きも多かったと思われます。しかし、冒頭のような現実直面して、この夏は更なるエネルギー危機が予想されます。節電などによるエネルギー削減は当然ですが、一方で電力の供給手段を火力発電所などに過度に依存することは、これまでのCO2削減政策と相反する悩ましい問題も惹起しています。

さて、今号の特集は、昨年4月に公布された改正環境影響評価法の成立までの経緯や具体的な改正ポイントについて、法案作成に関わった環境省に寄稿していただきました。また、ニュース編集委員が先進的な取り組みを行っている自治体に取材し、ご担当にお聞きした制度の重要性や効果等の情報も掲載しました。ご一読いただき、日常業務の中で課題解決の一助となれば幸いです。

(編集委員 中村 健)

環境アセスメント学会からのお知らせ

2012年度の大会開催及びワークショップのご案内

環境アセスメント学会の2012年度の大会は、下記のように開かれます。本大会では、研究発表のほか、2つのシンポジウムとポスターセッションが行われます。また、それに先立ち、環境省主催(本学会共催)で、ワークショップが開催されます。JEAS会員の皆さまも奮ってご参加ください。

○2012年度第11回大会・シンポジウム

1.日時:9月29日(土)～30日(日) 2.場所:福岡大学

3.主要内容:研究発表/ポスターセッション/シンポジウム/懇親会

※シンポジウムのテーマは、「アセス法改正による地方自治体条例の動向(仮)」、「復元再生のための生態系アセスメント(仮)」

○配慮書段階の環境アセスメント技術手法に関するワークショップ

1.日時:9月28日(金)13:30～17:00 2.場所:アクロス福岡(福岡市中央区天神1-1-1)

3.参加:無料、一般公募(事前申込制)

お問い合わせ 環境アセスメント学会事務局 (office@jsia.net)

●表紙:石川県輪島市白米(農林水産省「日本の棚田百選」)/写真提供:アマナイエージズ(白米の千枚田)